## 平成22年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

## 【問題I】

関連意匠(意匠法第 10 条)の制度の趣旨について、意匠権の効力及び平成 18 年法改正 にも言及しつつ、説明せよ。

【40点】

## 【問題Ⅱ】

A社は、意匠**イ**を創作した**甲**から意匠**イ**について意匠登録を受ける権利の譲渡を受けた後、平成21年9月4日に意匠**イ**に係る意匠登録出願を行った。当該出願について、その出願前に頒布された刊行物に記載された意匠に類似する意匠であるという拒絶の理由が通知され、当該理由により拒絶をすべき旨の査定が確定した。

その後、A社は、平成 22 年 2 月 4 日に大阪府で意匠**イ**の実施に係る製品**X**の製造の準備を開始し、平成 22 年 4 月 3 日に販売を開始して以降、現在(平成 22 年 7 月 4 日)に至るまで製品**X**の製造、販売を継続している。

一方、B社は、意匠口を創作した**乙**から意匠口について意匠登録を受ける権利の譲渡を受けた後、平成21年11月27日に意匠口に係る意匠登録出願を行い、平成22年3月23日に意匠口を意匠口'に変更する手続補正書を提出した。当該出願について、登録をすべき旨の査定の謄本の送達を受け、設定の登録により意匠権が発生し、平成22年6月21日に意匠公報が発行された。

その後、B社は、A社が製造、販売をしている製品Xが登録意匠 $\Box$ "に類似するものとして侵害訴訟を提起した。

A社から相談を受けた弁理士は、製品 X と登録意匠□'とを比較検討した結果、製品 X が登録意匠□' に類似する意匠の範囲に含まれるとの結論に至った。この場合、この相談を受けた弁理士として検討すべき項目を挙げた上でそれぞれについて具体的に説明せよ。

なお、製品 X が登録意匠 口' に類似する意匠の範囲に含まれないとの反論はしないこととする。

【60点】